

令和7年5月22日

お知らせ

課名	医療推進課
担当	杉谷、山中
内線	3446、3441
直通	086-226-7084

岡山大学病院を総合周産期母子医療センターに指定します

ハイリスクな母体・新生児に対する高度な医療を提供する総合周産期母子医療センターとして、岡山大学病院(岡山市北区鹿田町)を指定することとしたので、お知らせします。
なお、本件に関しては、岡山大学が岡山大学記者クラブに同時にお知らせしています。

記

1 総合周産期母子医療センターについて

国の「周産期医療の体制構築に係る指針」に定める機能、診療科目、設備等を有する医療施設を総合周産期母子医療センターとして、都道府県が指定するもの。

(本県では、国立病院機構岡山医療センター及び倉敷中央病院を指定済み)

<主な指定基準>

- ・合併症妊娠、胎児・新生児異常等母体又は児にリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を行う。
- ・産科及び新生児医療を専門とする小児科(MFICU、NICUを有するものに限る。)、麻酔科その他の関係診療科を有する。
- ・施設当たりのMFICU病床数は6床以上、NICUの病床数は9床以上(12床以上とすることが望ましい。)とする。

※岡山大学病院においては、この度、MFICUを新設し、指定基準を満たすこととなった。

MFICU(母体・胎児集中治療室)	: 6床
NICU(新生児集中治療室)	: 12床
GCU(新生児集中治療回復室)	: 12床

2 指定日

令和7年6月1日

3 期待される効果

総合周産期母子医療センターが3施設に増加することにより、ハイリスクな母体・新生児に対する高度な医療提供体制が拡充することと併せ、本県における産科医育成体制の充実・強化も図られる。

(参考) 本県における周産期医療体制図
別紙のとおり

周産期医療体制図

